

公示送達書

四日市市揭示 第125号

令和 8年 7月 7日

下記の書類は、受取人の住所・居所・事務所及び事業所が不明の為送達することができないので
当所に保管してありますから申し出て受領してください。

四日市市長 森 智広



送達を受け
るべき者

住所又は
居所等

氏名
(名称)

福田 春樹

送達
する
書類
名

配当計算書(謄本) 1通

以下余白

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、
書類の送達があったものとみなされます。

(地方税法第20条の2関係)